

2024年 第23回全日本 49er クラス選手権大会

第9回全日本 49erFX クラス選手権大会

更新 2024-09-21

2024/10/19 - 2024/10/20

NOTICE OF RACE

場 所： 神奈川県藤沢市江の島 湘南港ヨットハーバー沖
共同主催： 日本 49er クラス協会
公 認： 公益財団法人日本セーリング連盟
競技種目： 49er 級、49erFX 級
協 賛： 株式会社エス・ピー・ネットワーク、トヨタ自動車東日本株式会社

1. 規則

- 1.1. セーリング競技規則 2021～2024（以下、規則）を適用する。
- 1.2. 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。
- 1.3. 本大会の全ての規則を決定するのは次の通りとする。
 - 1.3.1. [SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。これは規則 63.1 および A5 を変更している。
 - 1.3.2. [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1 (a) を変更している。
- 1.4. 参加選手は日本セーリング連盟環境委員会の「SDGs 環境アプリ」に参加しなければならない。なお、詳細は別途指示される。

2. 広告

艇は主催団体により選択され 支給された広告を表示するよう要求されることがある。

3. 参加資格および申込み

- 3.1. 2024 年度（財）日本セーリング連盟（以下 JSAF という）登録済の者。
- 3.2. 2024 年度日本 49er クラス協会会員登録を完了していること。（当日加入可 3,500 円／1 名）
- 3.3. 参加資格のある選手は、10 月 05 日（土）までに[オンラインエントリーフォーム](#)からエントリーをするか、または下記宛に参加申込書を E メールに添付し、エントリーをすること。また、NoR4 の必要な参加料を登録受付時に必要な参加料を支払うことにより、参加申込みすることができる。
申込み先 49er クラス協会 事務局
E-mail : info (@) 49er.jp (@) の () を削除して送信してください。
- 3.4. NoR3.4 に記載の締切日以降のレイトエントリーはレース委員会の裁量で受け付ける。

なお、レイトエントリー艇については参加料に 1,000 円を加算する。

4. 参加料

- 4.1. 必要な参加料は、10,000 円/艇 とする。
- 4.2. ハーバー使用料は各自負担とする。

5. スケジュール

5.1.

Date	Event	Time
Day1 10月19日(土)	登録受付・計測	09:00-10:30
	開会式・艇長会議・ 総会	10:30
	最初のクラスの予告信号予定時刻	12:55
Day2 10月20日(日)	ブリーフィング	09:30
	最初のクラスの予告信号予定時刻	10:55
	閉会式	TBA

- 5.2. 本レガッタは 8 レースとする。1 日に実施するレース数は最大 5 レースとする。各日のレース数はレース委員会の裁量によるものとするが、最終日は 14:30 より後のスタート予告信号を発しない。

6. 計測

- 6.1. 競技前の計測を実施する。
- 6.2. 艇または装備は、規則に従っていることを確認するために、いつでも検査されることがある。

7. 帆走指示書

帆走指示書は、10月14日(月)までに以下オンライン公式掲示板に掲示される。

(<https://www.racingrulesofsailing.org/documents/8870/event>)

8. 開催地

Appendix A は、レガッタ・ハーバー、Appendix B はレース・エリアの場所を示す。

湘南港 江の島ヨットハーバー

〒251-0036 神奈川県藤沢市江の島 1 丁目 1 2 - 2

Tel : 0466-22-2128 web : <https://www.riviera.co.jp/marina/enoshima/>

9. コース

帆走するコースはウィンドワード/リーワード・コース (ソーセージ・コース) とする。

10. ペナルティー方式

規則 44.1 と規則 P2.1 を変更し、『2 回転ペナルティー』を『1 回転ペナルティー』に置き換える。

11. 得点

- 11.1. 大会の成立には 1 レースを完了することが必要である。
- 11.2. 艇のシリーズの得点は次の通りとする。これは規則 A2 を変更している。
 - 11.2.1. 4 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
 - 11.2.2. 4 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

12. 支援艇

- 12.1. 支援艇を出艇させる場合、事前に登録しなければならない。登録・受付の方法は帆走指示書で指示する。
- 12.2. 支援艇はレスキューボートとみなされ、以下の条件を満たす場合のみ使用を許可する。
- 12.3. 常時は支援艇として航行範囲の制限を守り、レース委員会からレスキューボートとしての要請があればいつでもこれに応じる。この要請があった場合のみ制限範囲内への進入を認める。
- 12.4. 支援艇は、ヨットモーターボート保険（対人対物賠償責任保険及び搭乗者傷害保険）に加入していること。

13. 賞

1～3 位に、賞状、盾（または相当品）を授与する。

14. 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は無線送信、すべての艇が利用できない無線通信の受信をしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

15. リスクステートメント

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。RRS 3「レースをすることの決定」を参照。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングに内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリングスポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害若しくは死亡によるいかなる責任も負わない。

16. 肖像権と電子機器

- 16.1. 選手は、本大会に参加することにより、大会期間中の選手または本大会における選手の装備に関する動画、スチール写真および撮影された映像またはその製版について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。
- 16.2. 艇は主催団体により選択され支給された電子機器を艇の指定された位置に搭載するよう要求されることがある。

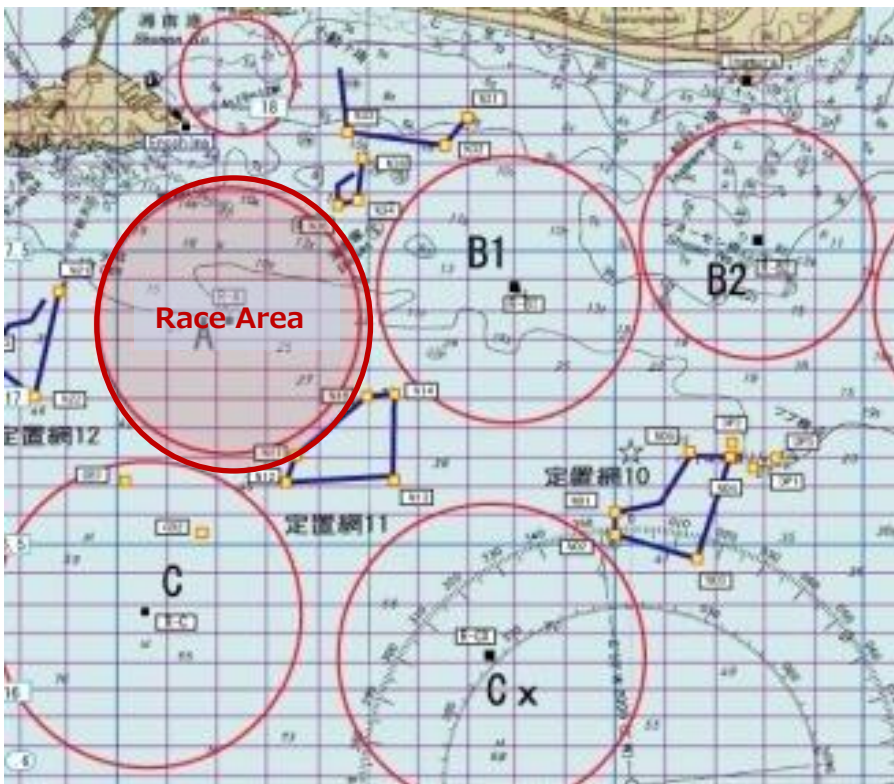
17. 保険

各参加艇は、インシデント毎に最低 1 億円を補償するか、または同等の、有効な第三者賠償責任保険に加入していないといけない。 参考：<http://www.jsaf.or.jp/hoken/>

[Appendix A : Venue]



[Appendix B : Course Area]



General Information (Not part of the Notice of Race)

◆ 問い合わせ先

以下 URL にアクセス後、問い合わせ内容を記載し送信ください。

(https://www.racingrulesofsailing.org/questions/new?event_id=8870)